

## 水質試験と簡易専用水道検査

### 水質試験

#### 動 向

厚生労働省は、平成16年に「水道ビジョン」を策定し、水道の運営基盤の強化、安心・快適な給水の確保、災害対策の充実、環境・エネルギー対策の強化、国際貢献を長期目標として掲げた。今後、各水道事業者は、この目標に基づいたより具体的な「地域水道ビジョン」を策定することとなっている。

水道原水中のクリプトスポリジウムによる感染症の発生後、厚生労働省は暫定対策指針を策定し、汚染の恐れのある場合はろ過施設を整備することとした。しかし整備には多額の費用がかかるため、小規模水道施設では整備が進んでいない。そのため、クリプトスポリジウムやジアルジア等の塩素耐性菌に対する不活化に有効とされる紫外線処理施設の導入を盛り込んだ、新しい対策指針が公表される予定である。

現在の水質基準は平成16年4月から施行されているが、その後の調査で水質管理目標設定項目である塩素酸が目標値を超過する事例が見つかったため、水質基準項目に変更し追加される予定である。また、一般細菌に比較して検出能力の高い従属栄養細菌を、水質管理目標設定項目として追加することも検討されている。

#### 結 果

平成18年度の実施数は一般試験3,145件、精密試験985件、その他1,074件、総数は5,204件であった。

検査項目別に検査結果をみると、ヒ素、鉄、マンガン、色度の不適合の割合が高い。ヒ素およびマンガンの不適合は、いずれも井戸水であった。クリプトスポリジウムは水道原水について43件実施したが、すべて不検出であった。種別の不適合率は井戸水、船舶水が高かった。また、プール水では180件中30件が不適合となった。

### 簡易専用水道検査等

#### 動 向

平成16年3月の水道法改正で簡易専用水道検査機関が厚生労働大臣指定制から登録制に変更になり、検査機関ごとの地区割と料金定額制が撤廃された。これに伴い、平成18年度より顧客の要望に答えるべく、料金の変更と小規模受水槽水道検査の検査対象地域を川崎市および横須賀市を除く神奈川県全域に拡張した。

今後の動向として、平成19年度より横浜市内の小規模受水槽水道検査の料金を変更することとした。

#### 検査実施状況と結果

簡易専用水道検査については、検査実施数は3,044件であり、対前年度に対し5件微増した。横浜市内の検査実施数は3,006件であり、対前年度より僅かに減少した。減少原因としては、直結給水への変更による受水槽廃止が多かった。増加要因としては、横浜市の受検勧奨が行われたこと、および、かつての指定区域以外の検査がやや増加したことが挙げられる。

横浜市の区別では港北区が最も多く657件、横浜市北部7区以外の区の合計は79件、川崎市全域で19件、それ以外の地域で19件であり、新検査区域の実施数はまだ少ないが少しずつ増加している。

検査結果の内訳は、総数3,044件のうち、不適合施設数（管理2、3）が330件（10.8%）、不適合施設数の内管理3（速やかに改善）は110件（33.3%）であり、管理3項目ではマンホールの防水密閉不備、および水槽本体の開口部・隙間や亀裂・漏水が多く見られた。受水槽有効容量区分別不適合率の間には大きな差は見られなかった。

一方、小規模受水槽水道検査は168件で、前年度と比較すると-2件でほぼ同等であった。

関係の集計表は124頁に掲載